



希望すれば、園児のわたしたちでもカードを持つことができます。(菅代児童館「七夕まつり」から)

住民基本台帳カードが登場

- カード内に記録されている住民票コードにより、住基ネットで本人確認に利用できます。
→住民票の写しの広域交付、転入転出手続の簡素化、法令で住基ネットの利用を認められた事務では本人確認に活用
- 公的個人認証サービスの秘密鍵、電子証明書の保存用カードとして利用できます。
- 村では写真付きカードを発行します。
- 市区町村の条例で規定する独自のサービスに利用できます。
(例) 証明書自動発行カード、施設予約カード等



希望すれば、住民基本台帳カードが交付されます

高度のセキュリティ機能を備えたICカードを採用します

住基ネットシステムが さらに便利になって 8月25日スタート

住民基本台帳ネットワークシステム、第二次のサービスが八月二十五日スタートします。ネットワークシステムの第一次サービスは、昨年八月五日に開始(広報ふだい)平成十四年七月号で簡単に紹介)され住民基本台帳法の一部改正に伴って、村でも「住民票コード」(十一けたの番号)を発行するなど、第二次のサービス提供に向け準備してきました。一方全国では、住民基本台帳ネットワークシステムのスタートと同時に、個人の情報(プライバシー)が守られるのかといった問題がクローズアップされ、論議は論議を呼び、全国の中にはシステム化を拒否、導入を見合わせたりする市区町村が出るなど、大きく報道され続けてきました。そんな中、個人情報保護法が成立し、システム第二次サービスがよいよ始まるうとしています。今月号では、住民基本台帳ネットワークシステム第二次のサービス内容や個人情報保護対策などについてお知らせします。

全国の市区町村で 住民票の写しが取れます

住民票の写しの交付は、現在住んでいる市区町村でしか受け取ることが出来ません。しかし、住基ネットを活用することで、全国の市区町村間で住民票の情報(戸籍の表示を省略したもの)の交付が受けられるようになります。

全国どの市区町村でも、住民基本台帳カードや運転免許証などを市区町村の窓口に表示することで、本人や世帯の住民票の写し(戸籍の表示を省略したもの)の交付が受けられるようになります。

転入は1回だけ窓口へ 転出のとき郵便でも可能

引越しの場合には、住んでいる市区町村に転出届を行い、転出証明書の交付を受けたうえで引越し先の市区町村に転入届を提出する必要があります。

市区町村の窓口にあります(を郵便で行う(この場合の転出届は、インターネットで行うことも可能になる予定)こともできます。

住民基本台帳カードの交付を受けている場合、本人の確認が確実にできます。一定の事柄を記入した転出届け(用紙は、各

引越しの場合の転入届は、住民基本台帳カードを引越し先の市区町村の窓口(1回提示するだけで済みます。